

清須市空家等対策計画一部改訂について

1 改訂理由について

令和2年10月1日より、本市において組織機構改革が実施され、従前の事務所管課である総務部防災行政課が廃課となり、建設部都市計画課に事務が移管されたため、本市空家等対策計画に定めている実施体制を改訂する必要があります。

2 改訂部分について

改訂前

担当課	担当内容	役割
防災行政課	事務局、総合窓口（相談体制） 災害対策基本法、消防法等	総合窓口、庁内調整会議・空家等対策協議会の開催、地域防災計画、災害対応
生活環境課	総合窓口（相談体制・環境面）	環境生活に関する適正な管理促進、調査、助言等
産業課	農振法	農地等の適正管理、調査、助言等
都市計画課	建築基準法、都市計画法	建物に関する立ち入り調査等
税務課	地方税法	勧告に伴う課税の実施、課税台帳
健康推進課	動物愛護管理法	動物の適正な取り扱い、調査、助言等
企画政策課	市総合計画、市民協働	市民協働

改訂後

担当課	担当内容	役割
都市計画課	事務局、総合窓口（相談体制） 建築基準法、都市計画法等	総合窓口、庁内調整会議・空家等対策協議会の開催、建物に関する立ち入り調査等
生活環境課	総合窓口（相談体制・環境面）	環境生活に関する適正な管理促進、調査、助言等
産業課	農振法	農地等の適正管理、調査、助言等
危機管理課	災害対策基本法、消防法	地域防災計画、災害対応
税務課	地方税法	勧告に伴う課税の実施、課税台帳
健康推進課	動物愛護管理法	動物の適正な取り扱い、調査、助言等
企画政策課	市総合計画、市民協働	市民協働